

○ 業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>2 実務従事は、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「令」という。）第二条各号に規定する事務について、直接担当しなければならない。</p> <p>（連結子会社）</p> <p>第二条の二 令第二条第一号ハに規定する内閣府令で定める法人は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第四号に規定する連結子会社とする。</p> <p>（期間及びその計算方法）</p> <p>第三条 業務補助又は実務従事（以下「業務補助等」という。）の期間は、通算して二年以上とする。</p> <p>2 前項の規定により期間を通算する場合には、日数により、三十日を一月として計算するものとする。</p> <p>3 一週間の所定労働時間が同一の法人に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者として行つた実務従事について、第一項の規定により期間を通算する場合には、労働時間数を勘案して適当と認められる期間を用いて計算するものとする。</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 実務従事は、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第二条各号に規定する事務について、正職員として、かつ、本務として直接担当しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（期間及びその計算方法）</p> <p>第三条 業務補助又は実務従事（以下「業務補助等」という。）の期間は、通算して二年以上とする。</p> <p>2 前項の規定により期間を通算する場合には、日数により、三十日を一月として計算するものとする。</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>第一号様式（第4条関係）  （日本工業規格A4）  （略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 実務従事の場合は、当該実務に従事した機関等の概要及び実務従事者が直接担当していたことが確認できる書類を添付すること。</p> <p>5 <u>一週間の所定労働時間が同一の法人に雇用される通常の労働者の所定労働時間に比し短い労働者として実務従事を行った期間がある場合は、労働時間数が確認できる書類を添付すること</u></p> <p>。</p>	<p>第一号様式（第4条関係）  （日本工業規格A4）  （略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 実務従事の場合は、当該実務に従事した機関等の概要及び実務従事者が<u>正職員として、かつ、本務として</u>直接担当していたことが確認できる書類を添付すること。</p> <p>（新設）</p>